

東海市立学校の教員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画

令和8年4月

東海市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	計画の期間・目標	2
3	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
	(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	・学校以外が担うべき業務について	
	・教師以外が積極的に参画すべき業務について	
	・教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組	
4	教育委員会のフォローアップ	3

1 計画の趣旨・現状

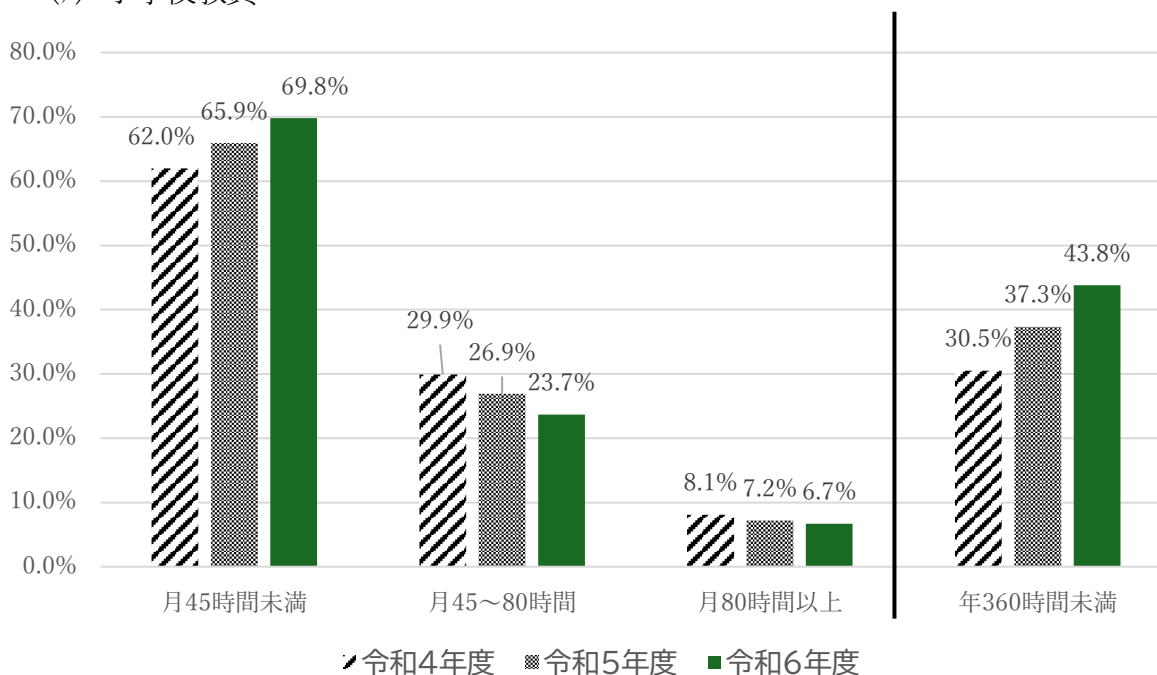
(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教員の給与等に関する特別措置法」第7条に基づき策定された「公立学校の教員の業務量の適切な管理その他教員の健康及び福祉の確保を図るための指針」をもとに、東海市教育委員会が東海市立学校の教員の業務量適正化と健康確保を図るために策定するものである。

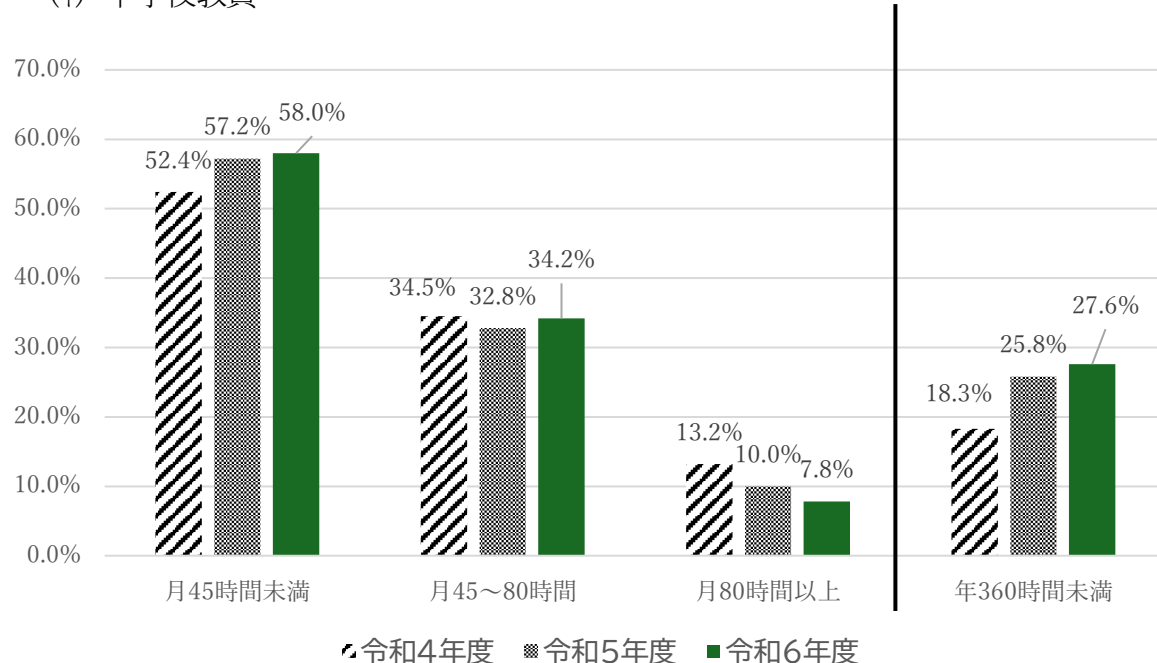
(2) 本市の小中学校教員の時間外在校等時間の現状

ア 時間外在校等時間の推移（令和4～6年度）

(ア) 小学校教員

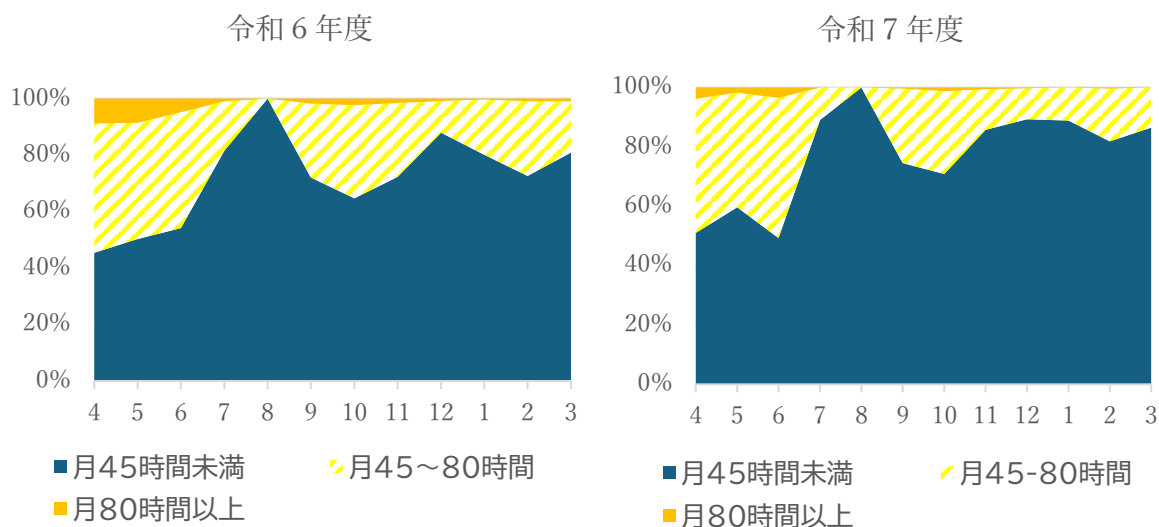


(イ) 中学校教員

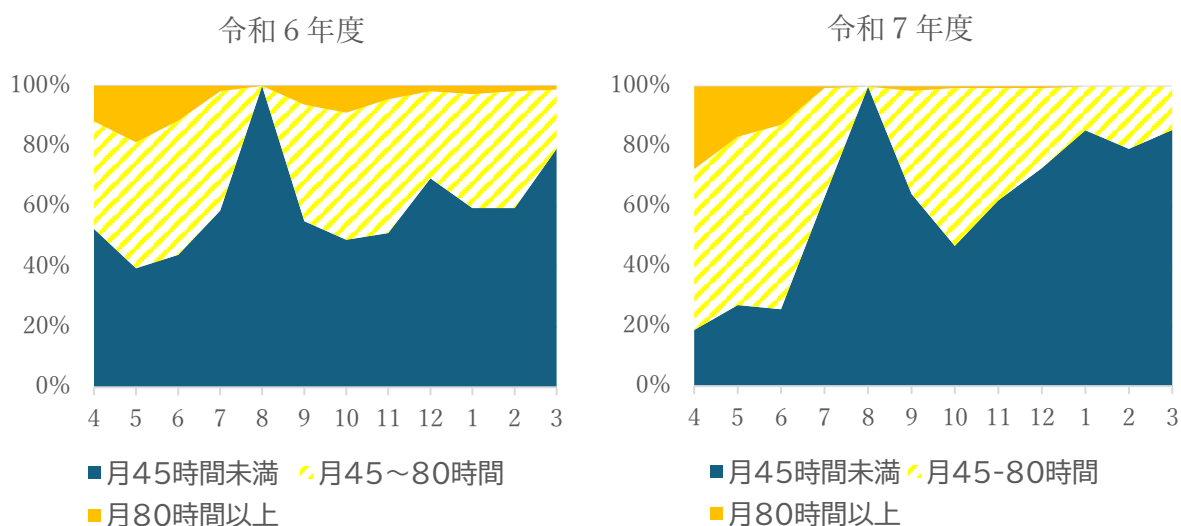


イ 月別の時間外在校等時間の割合（令和6～7年度）

(ア) 小学校教員



(イ) 中学校教員



ウ 本市の小中学校教員の時間外在校等時間に対する分析

- 時間外在校等時間が月45時間未満、年360時間未満の教員の割合は年々増加しており、学校における教員の業務量適正化が進んでいることが確認できる。
- 小中学校ともに、年度初めに業務が集中し、時間外在校等時間が長くなる傾向がある。これを解決するためには、前年度からの事前準備や短縮授業の実施など、各校の実情に応じた対策が必要である。
- 中学校教員の9～11月の時間外在校等時間を比較すると、令和7年度は令和6年度よりも短くなっている。これは、令和7年9月より休日の部活動が地域展開されたことが要因であると考えられる。今後、中学校教員の時間外在校等時間をさらに縮減するためには、平日の部活動についても地域展開を検討する必要がある。

2 計画の期間・目標

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和11年度とする。

(2) 目標

ア 時間外在校等時間に関する市教育委員会としての目標

- 月の時間外在校等時間が45時間未満の教員の割合を100%にする。
- 年間の時間外在校等時間が360時間未満の教員の割合を100%にする。

イ ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教員の年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- 学校評価を指標とし、ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する項目の肯定的な回答の割合を90%以上にする。

3 業務量管理・健康確保措置にかかわる重点項目

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

現在、学校が担っている「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」について、市教育委員会として、以下のことを推進する。

ア 学校以外が担うべき業務について

- 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 勤務時間外における、教員による校外の見回りは原則行えないことを警察等の関係機関に周知する。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りは保護者が責任を負うことや、勤務時間外に教員への連絡はしないことを関係機関に周知し、協力を求める。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校におけるカスタマーハラスメントについて、地域や保護者に周知する。
 - ・ 市の顧問弁護士を速やかに活用できる体制を整備し、学校を支援する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務について

- 調査・統計等への回答
 - ・ 保護者への調査やアンケートは欠席連絡システムを活用し、学校が関わらなくてもよいようにする。
- 部活動
 - ・ 中学校の平日の部活動について、地域展開を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について

- 授業準備
 - ・ ICT支援員や業務支援員、校務支援員等の授業準備への活用を学校へ促す。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、さらに学校と連携して対応に当たることができるよう、増員を含めた体制の整備を進める。
 - ・ 児童生徒の実態に応じて、障がい児サポーターや学校生活支援員の派遣を拡充する。

(2) 学校における環境整備の推進

市教育委員会として、学校において以下のことを推進する。

- 留守番電話機能や録音機能のある電話機を市内のすべての小中学校に設置する。
- 校務端末の入れ替えの際に統合型校務支援システムを導入し、学習系と校務系のデータ連携を実現する。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

市教育委員会として、労働安全衛生法等の規定を遵守し、以下のことを推進する。

- 学校における定時退校日を月1回以上設定する。
- 愛知県で2025年4月から『勤務間インターバル11時間』が努力義務化されたことに伴い、市内の小中学校の最終退校時刻を、原則21時とする。
- ストレスチェック実施後の集団分析の結果を各学校に提供する。
- 教員の時間外在校等時間を確実に把握し、適宜、医師による面接指導を行う。

4 教育委員会のフォローアップ

市教育委員会として、以下のことを推進する。

- 市ホームページや各種会議等において、本実施計画について周知する。
- 管理職向けマネジメントに関する研修を実施する。
- 毎月、時間外在校等時間を確認し、適宜管理職へ指導助言を行う。
- 本実施計画の進捗状況を、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。